

# 訪問リハビリ ご存知ですか？

訪問リハビリでは  
以下のようなご要望にお応えします。

- 退院してからもリハビリを続けたい
- 介助方法を教えて欲しいけど誰に相談すればいいの？
- 入院中に練習してきた○○が、実際に自宅で出来るか心配…
- これまでやってきた家事や趣味が出来るようになりたい
- 身体に合った住宅改修・福祉用具の選定をして欲しい
- バスや電車に乗って出かけたい!買い物に行きたい

ご自宅でお困りであれば、  
どんな事でも構いません。

担当のケアマネジャーさんを通して、  
まずはお気軽にご相談下さい。



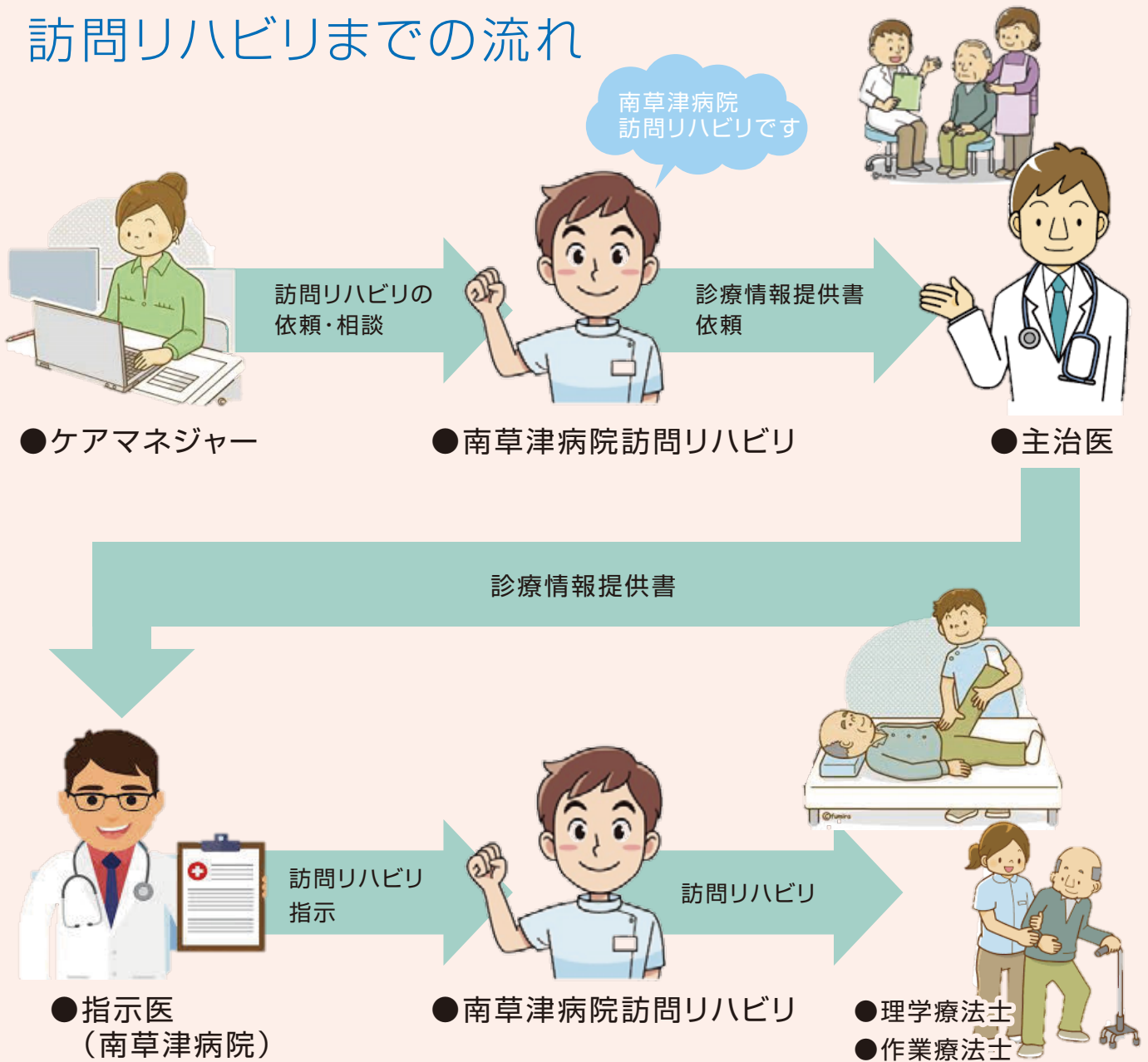
まずは気軽  
にご相談を!



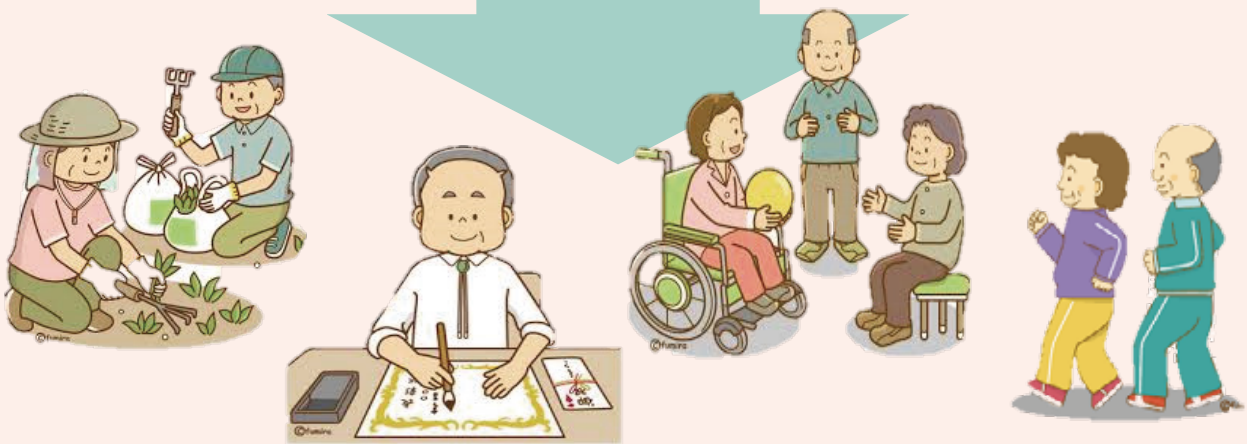
私たちが、  
ご自宅に何って  
リハビリを  
行います!



# 訪問リハビリまでの流れ



あなたのやりたい事の実現に向けて  
お手伝いさせていただきます!



## ●訪問リハビリテーションについて



南草津病院の訪問リハビリテーションは、「ご利用者の日常生活がより活動的に、より自立した生活になるように」を方針として掲げ、この方針が実現できるよう支援させていただきます。また訪問リハビリテーションを行うにあたり、具体的な目標を明確に定め、目標が達成できるようリハビリを実施させていただきます。

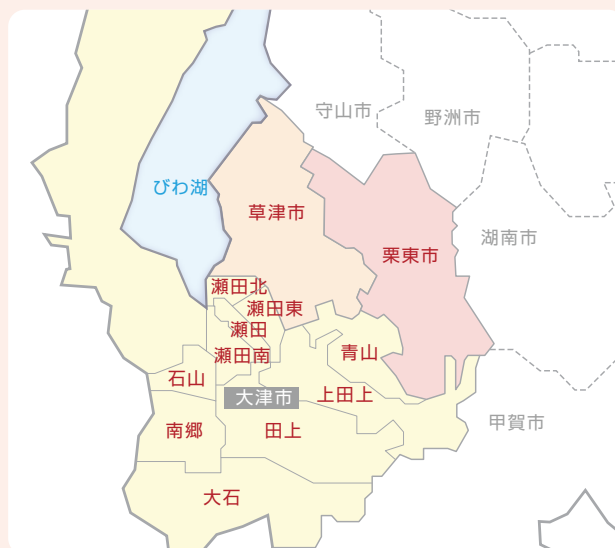
## ●訪問エリア

●草津市全域

●栗東市全域

●大津市（一部の小学校区）

石山、南郷、田上、上田上、青山、  
瀬田南、瀬田、瀬田北、瀬田東



## ●利用料金（要介護・要支援）

名称	単位数	備考
訪問リハビリテーション費	290	20分につき1回
サービス提供体制強化加算	6	20分につき1回
リハビリテーションマネジメント加算(I)	230	1ヶ月につき1回
社会参加支援加算	17	1日につき1回(要介護認定者のみ)
短期集中リハビリテーション実施加算	200	1日につき1回 (退院(所)され3ヶ月以内かつ週2日以上ご利用の方)

※総請求額：総単位数×10.55円(負担額は、介護保険の各個人の負担割合により異なります。)

**注意事項** 訪問リハビリテーションを継続して行うには3ヶ月に1度、主治医からの診療情報提供書が必要となります。そのため3ヶ月に1度、主治医への受診が必要です。訪問リハビリテーションの診療情報提供書の作成にあたっては、医療保険によるご負担となります。ご利用者様がご加入の医療保険や所得額に応じた負担金(1～3割負担、おおむね250円～750円程度)となります。